

4 政策事項一覧表

整理番号	課名	政策事項名	背景・目的	全体内容・概要 必要性・緊急性	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度 概算費用 (単位:千円)	計画 期間 (年度)	結果	評価
					事業内容	事業内容	事業内容				
ソフト事業（市民参画）（4）											
3	市民協働まちづくり振興課	市民協働事業提案制度（公民双方向提案型）の新設と庁内推進体制の充実	まちづくりへの市民意識が高まり、市民活動が活発化しているなかで、市の業務に占める市民との協働の範囲は着実に広がってきている。今後さらに、協働で行う事業が増えてくることが考えられ、協働しやすい環境を整えることが必要である。 また、職員が、市民との協働についての意義と役割を正しく理解し、協働の相手方である市民（市民公益活動団体）との協議を通じて、お互いを理解し合うことが重要である。	協働によるまちづくりは、阪南市自治基本条例の基本理念であり、積極的な推進が求められている。 市民（市民公益活動団体）からの協働事業提案について、市民協働まちづくり振興課を総合窓口とし、庁内推進体制を構築する。 これにより、地域ニーズに合った施策を実施することができるようになる。また、市民（市民公益活動団体）と行政の双方から協働事業を提案することにより、市民力の向上が見込まれる。	市民協働事業提案制度の検討 市民協働推進総合窓口の設置	市民協働事業提案制度の試行	市民協働事業提案制度の実施	0	H20～	本事項については、協働に非常に有益な制度であることから、制度設計等、十分な検討を行い、制度の実施・推進を図るものとする。 【昨年度：A】	A
7	市民福祉課	地域福祉経営について	生産人口の3人で高齢者1人を支えることになるという超高齢化及び少子化とともに、人口が減少し、団塊の世代が定年を迎えるなか、「新しいまちづくり（地域福祉）」の担い手として団塊の世代に焦点をあて、団塊の世代が培ってきた豊かな経験・知識・技術を地域活動への参画や地域課題を解決する力に換え、質の高い継続性のある市民活動ができる仕組みづくりを行う。	本市においては、市民参画・協働により、地域福祉推進計画等を策定し、小学校区ごとの住民活動が活発に行われているが、2015年には、生産人口の3人で高齢者1人を支える超高齢社会となることが予測され、少子化、人口減少に対応した施策を迅速に講じなければならない状況である。 そのため、市民参画による施策と連携し、総合的・一体的な施策の推進が必要である。	「次期地域福祉推進計画・基本計画」の策定 「団塊の世代まちづくり参画推進事業」 「災害時要援護者支援推進事業（仮称）」 「小地域ネットワーク活動推進事業」の推進 「コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業」の推進	「次期地域福祉推進計画・実施計画」の策定 「団塊の世代まちづくり参画推進事業」 「災害時要援護者支援推進事業（仮称）」 「小地域ネットワーク活動推進事業」の推進 「コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業」の推進	「次期地域福祉推進計画・実施計画」の推進 「団塊の世代まちづくり参画推進事業」 「災害時要援護者支援推進事業（仮称）」 「小地域ネットワーク活動推進事業」の推進 「コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業」の推進	44,534	H19～	本事項については、地域福祉推進計画等に基づき、地域福祉活性化のために、関係各課との連携を図りつつ、市民参画や協働のもと、課題に取り組むものとする。 【昨年度：A】	A
9	健康増進課ほか	市民の健康づくりの推進（対策と拠点）	人口の急速な高齢化とともに、疾病全体に占める生活習慣病の割合は増加し、いまや死因の2/3を占めており、市民全体の健康水準を高めるためには、生活習慣病対策が重要な課題の1つと考えられる。また、高齢化とともに増加していく認知症の対策も今後の重要な課題の1つである。 さらに、平成20年度から、医療保険者に対して、40歳から75歳までの被保険者の健診・保健指導の実施が義務付けられている。 地域の特性を踏まえつつ、市民参画や関係団体・関係課と連携しながら健診・保健指導を行い、あらゆるライフステージに応じた健康づくりを支援し、また、そのための環境を整え、それにより健康な市民を増やし「安心・安全のまち」を実現する。	健康づくりは地道な積み重ねと保健・医療・福祉・介護の連携が必要であり、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通しての一貫したサービスの提供、一体的な事業の展開をすることが必要である。 市民全体の健康づくりを推進していくため、各年齢層に対して健康教育や健康指導、子育て支援、認知症対策事業などを実施し、生涯を通じた健康づくりを支援する。また、市民が健康づくりの主体となっていくために、地域活動も充実させていく。	・特定健診と特定保健指導 ・健康づくりと介護予防事業 ・虐待対策 ・食育活動 ・認知症対策 ・はんなん体操の普及と啓発 ・妊婦健康診査の拡充	・特定健診と特定保健指導 ・健康づくりと介護予防事業 ・虐待対策 ・食育活動 ・認知症対策 ・はんなん体操の普及と啓発 ・妊婦健康診査の拡充	・特定健診と特定保健指導 ・健康づくりと介護予防事業 ・虐待対策 ・食育活動 ・認知症対策 ・はんなん体操の普及と啓発 ・妊婦健康診査の拡充	213,445	H19～	本事項については、総合的な対策ができるように健康対策の事業を横断的に構成したものであり、関係部署との協力関係のもと、市民参画・協働により推進していくものとする。 【昨年度：A】	A
20	都市整備課	阪南市まちづくり条例及び支援事業	市民と行政が協力した住みよいまちづくりを推進するため、市民主導による「地区計画の提案」や「建築協定」等、まちづくりの制度活用が円滑になされるように支援できる手続き規定を定める。 また、地区が中心となり策定されたまちづくり構想案に基づき、市は、具体的な事業計画を検討し、身近な公共事業のあり方として位置づけていく。	身近なまちづくりの一つの手法として、地域住民が中心となり、地域の問題解決のため、各地域でまちづくり協議会を設立（市が認定）し、市民による地区計画、建築協定の提案等、地区のルールづくりが推進できるように条例化をする。また、アドバイザーとして市職員、コンサルタント、大学研究員等の派遣制度を樹立し支援する。 今後、魅力ある・住みやすいまちを創造していくには、各地区で建築物に対する制限や地域内のルールづくりが重要であることを理解していただくための提案として必要である。	検討書策定業務	まちづくり条例制定及び施行	まちづくり支援制度の施行 ホームページ作成	0	H22～	本事項については、市民主導によるまちづくり施策として有効と考えられ、自治基本条例との整合を図りながら制度づくりを行うものとする。 【昨年度：条件付A】	A

4 政策事項一覧表

整理番号	課名	政策事項名	背景・目的	全体内容・概要 必要性・緊急性	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度 概算費用 (単位:千円)	計画 期間 (年度)	結果	評価
					事業内容	事業内容	事業内容				
ソフト事業(行政)(4)											
5	商工労働観光課	無料職業紹介事業の実施	大阪府の完全失業率は依然として全国水準より高く、また、泉州地域の有効求人倍率は、大阪府の有効求人倍率と比較してもかなり低い水準で推移しており、就職困難者等の雇用・就労は非常に困難な状況が続いている。 本市においても、平成15年10月から「地域就労支援事業」に取り組み、就労支援を行っているが、無料職業紹介事業を行えないことから、十分な対応ができていない。 このようななか、平成16年3月の改正職業安定法の施行に伴い、市町村においても無料職業紹介事業を展開することが可能となったため、地域の実情に応じて事業を行うことにより、ハローワークとの二重行政の不効率を回避しながら、効率的かつ集中的な求人・求職の結合を促進し、雇用情勢の改善を図っていく。	国における地方分権の推進により、今後市町村における雇用施策の展開は、ますます重要になってくると予想され、無料職業紹介事業の実施は必要である。 本市における雇用行政をより充実させるため、体制整備を行い、「地域就労支援事業」に加え、無料職業紹介事業を展開し、相談から職業紹介までを一貫して行うワンストップサービスを提供する。 なお、ハローワークとの二重行政の不効率を回避するために、市民に対しては、阪南スカイタウン進出企業のみでの求人情報を提供し、市内の就職困難者等に対しては阪南スカイタウン進出企業を含む市内事業所の求人情報を提供する。 また、平成19年度から、国・地方公共団体(市町村)の共同事業として、公共職業安定機関が設置されていない市町村における地域職業相談室の設置事業が開始されたことに伴い、無料職業紹介事業との有益性を比較検証することが必要であると考えられる。	事業実施に向け、関係機関と協議するとともに、実施手法について検討する。	検討の結果、無料職業紹介事業の実施が可能・有益と判断した場合は、平成24年度からの実施をめざし、体制を整備し、事業内容の決定を行い、厚生労働省に届出を行う。	無料職業紹介事業の開始によりワンストップサービスを提供し、雇用労働行政の充実を図る。	0	H21~	本事項については、昨今の雇用情勢を鑑みれば、公的な対応が強く求められており、国・府等の動向を注視しつつ、実施に向け、引き続き調査・検討を行うものとする。 【昨年度：A】	A
6	市民課	住居表示整備事業	市内に町名地番錯綜地区が混在しているため、行政事務、社会生活面等において混乱をきたしている。住居表示を実施することにより公共の福祉の増進と市民生活の便宜を図る。 平成3年10月1日「さつき台」・平成5年1月25日「舞」・平成5年12月6日「鳥取三井」「光陽台」・平成7年11月27日「尾崎町」・平成10年11月30日「緑ヶ丘」地区と整備を行っている状況である。	平成10年度をもってストップしている事業であり、関係機関等からのニーズが高まっているため、住居表示整備を継続する。	住居表示実施体制の調整	住居表示実施体制の調整	住居表示実地調査	0	H22~H24	本事項については、関係部署において十分な協議・検討を進めつつ、実施の必要性を見定めるものとする。 【昨年度：A】	A
19	都市整備課	モビリティ・マネジメント(公共交通の利用促進策)の導入	駅乗降客数の減少率が人口の減少率を大きく上回っている(南海本線各駅では最近4年間で約2割の減少)。公共交通機関離れは公共交通のサービス水準の低下を招き、居住地としての魅力の低減をもたらす一因となっている。一方で、市としてコミュニティバスの増便と駐輪場の整備有料化といったハード面の拡充を行っており、これを契機として新たな需要を掘り起こすソフト面での施策が必要となっている。 過度な自動車利用を控え、公共交通機関、自転車を利用するよう促すことにより、CO2排出量の削減、燃料消費量の低減等、環境にやさしいまちづくりの推進として行う。更に公共交通機関の利用者の増加により、交通サービスの改善をもたらす、まちの活性化を図る。	今後、急速な高齢化等に伴い利用者の減少が想定され、公共交通を身近なものにするための施策が必要となる。 しかし、一人ひとりの行動変容を期待する施策であるため、ポスター等のマス・コミュニケーションに頼るのではなく、なるべく個別的な環境に対応した形のものであるよう心がける。 そのため、負担の少なく効果の把握が容易な交通施策に絞って行う。短期的には、利益に直結し管理が比較的容易なコミュニティバス関連及び駐輪場関連から始める。長期的には、電車を含めた公共交通機関の利用者増を狙い、将来的には駅舎改善につなげていく。	公共交通機関利用の促進のための調査・研究、情報配信	公共交通機関利用の促進のための調査・研究、情報配信	公共交通機関利用の促進のための調査・研究、情報配信	0	H19~	本事項については、公共交通の利用促進を目的とし、コミュニティバスを活用した交通施策として実施しているものであり、引き続き推進していくものとする。 なお、互いに事業効果を高めうる事業との積極的な連携を探るなど、持続的な展開をめざすものとする。 【昨年度：A】	A
21	都市整備課	阪南市地域緑化・生け垣助成制度	本市の将来像の一つとして「海・緑・太陽の恵みを受けた快適な居住都市」をまちづくりのなかで実現していくための身近な緑化計画として、市民と協働で緑豊かなまちづくりを推進していく。また、参画いただいた市民に市のPRをしていただく。	地域緑化として一定地域の隣り合った10戸以上の市民(自治会や隣組等)が実施する公共性の高い所への緑化事業に対して助成する。また、戸建住宅を対象として、道路に面した部分に生け垣を設置することにより、緑のまちづくりを進めていくものである。 本市のめざす居住都市の形成と市民と協働で進めていくまちづくりが連携する助成事業である。	助成事業の要綱作成	助成事業 募集開始	助成事業	0	H22~	本事項については、総合的なまちづくり施策を構築していくため、既存のまちづくり関連施策との調整のうえ、検討を行うものとする。 【昨年度：B】	B

4 政策事項一覧表

整理番号	課名	政策事項名	背景・目的	全体内容・概要 必要性・緊急性	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度 概算費用 (単位:千円)	計画 期間 (年度)	結果	評価
					事業内容	事業内容	事業内容				
ハード事業(21)											
1	危機管理課	消防団分団庫建替事業	近い将来必ず起こると言われている「東南海・南海地震」(発生確率が30年間で50%、50年間で90%の予想)等の災害時に対応するため、防災拠点の1つである消防団分団庫の整備を行い、災害に強いまちづくりの推進を図ることにより、市民の生命、財産を守る。	災害時に防災拠点が倒壊すると災害復旧作業が実施できないことから、甚大な被害となる可能性がある。 よって、防災拠点である消防団第2分団庫・第4分団庫の建替えを実施する。(第1分団庫、第3分団庫、第5分団庫については、既に建替え済み。)	第2分団庫の建替え 第4分団庫の実施設計	第4分団庫の建替え	—	50,500	H21 ~H23	本事項については、安心・安全のまちづくりに向け、安全に暮らせる防災・消防体制づくりを推進するものであり、円滑な消火・防災活動を行えるようにするため、地域における防災拠点の分団庫の整備が必要となっていることから、取り組むものとする。 【昨年度:A】	A
2 ①	危機管理課	建築物耐震化促進事業<<防災拠点耐震化>>	近い将来必ず起こると言われている「東南海・南海地震」等の大震災に対応し、住宅・建築物の倒壊による人的被害を軽減させるため、建築物(防災拠点含む)の耐震化を促進し、市民の生命、財産を守る必要がある。 そのため、平成19年度には、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、「阪南市耐震改修促進計画」を策定した。 また、耐震診断補助については、国が耐震化率を現状75%から90%に引き上げるという目標を掲げ、平成19年度からは府が国の地域住宅交付金事業を活用し、耐震診断等の補助制度を創設した。 本市においても、耐震化を促進するため平成20年4月に阪南市既存民間建築物耐震診断補助金を創設し、耐震診断に対する補助を実施しており、既に36件の申請がある。	災害時に防災拠点が倒壊すると災害復旧作業が実施できないことから、甚大な被害となる可能性がある。 よって、市民の生命と財産を災害から守るため、防災拠点(市役所等の建築物、避難所)の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進する。	市役所庁舎の耐震化調査	(耐震化調査の結果により市役所庁舎の耐震改修)	—	3,500	H22~	本事項については、安心・安全のまちづくりに向け、安全に暮らせる防災・消防体制づくりを推進するものであり、防災拠点の耐震化を促進することは重要であるが、災害時における子どもの安全を優先し、教育施設を整備するため、庁舎等の耐震化は、先送りとする。 【昨年度:B】	B
2 ②	危機管理課	建築物耐震化促進事業<<耐震補助>>	平成19年度に策定した「阪南市耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化を促進するため、平成20年4月に阪南市既存民間建築物耐震診断補助金を創設し、耐震診断に対する補助を実施しており、既に36件の申請がある。	平成19年度に策定した「阪南市耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化を促進するため、平成20年4月に阪南市既存民間建築物耐震診断補助金を創設し、耐震診断に対する補助を行っている。	耐震診断補助 耐震改修補助	耐震診断補助 耐震改修補助	耐震診断補助 耐震改修補助	2,100	H20 ~H29	本事項については、耐震改修を促進するために耐震補助は有効な制度であることから、「阪南市耐震改修促進計画」を踏まえ、引き続き実施するものとする。 【昨年度:A】	A
4	生活環境課	火葬場の整備	本施設は、昭和35年に建設され、以降48年以上経過し、経年劣化に伴う施設の老朽化や旧式設備による火葬炉等使用により近隣からの苦情もあり、補修等を行っているが、市民ニーズに対応できない状況にある。また、本施設の用地は尾崎、下出地区財産を賃借している。 本計画は、既存火葬場を新築移転し、最新の設備にすることにより、施設の更新及び火葬場から排出される黒煙・悪臭等の環境面、維持管理面での問題解決を図り、市民ニーズに対応すること、また尾崎、下出地区の墓地不足に配慮し、用地を返却することを目的とする。	現施設は躯体及び火葬炉等設備の老朽化が激しく、環境保全上の観点並びに耐震補強対応が難しい。また、炉基数(現4基)についても、不足しているため、早急に事業計画を策定する必要がある。 そこで、火葬場を移転新設し、社会の発展と住民意識の変化に対応して、従来の火葬場のイメージを払拭する品位と近代感覚を備えた建築様式を取り入れ、周辺環境との調和に最善の配慮を行う。 平成19年度に火葬場建設に係る基本構想及び基本計画を策定した。	基本構想・基本計画をもとに検討	基本構想・基本計画をもとに検討	基本構想・基本計画をもとに検討	—	H19~	本事項については、平成19年度に新築移転に向け基本構想・基本計画を策定したところであるが、施設耐震化ならびに環境保全等、多くの課題を抱えており、その整理を図りつつ、建設時期等について検討するものとする。 【昨年度:A】	A
8	こども家庭課	児童福祉施設整備計画作成に伴う耐震診断の実施	老朽化が進んでいる児童福祉施設の整備計画を作成するにあたり、近い将来に起きる可能性が非常に高いとされる南海・東南海地震の被害から児童を守ることを第一義に位置づけ、整備計画作成の第1段階として、公立保育所3所とたんぽぽ園の耐震診断を行う。	長時間にわたり児童福祉施設内にいる児童の生命を守る必要性は高く、南海・東南海地震による被害を軽減するため、技術系職員による施設の目視調査は実施しているが、躯体部分の傷みについては不明であり、耐震診断を実施し、整備を進める必要がある。		下荘保育所耐震診断 尾崎保育所耐震診断		—	H23 ~H26	本事項については、子どもの安全を守るため、老朽化した施設を早期に耐震化することが求められているところであり、義務教育施設の耐震診断・耐震改修の状況を踏まえ、また、将来の保育ビジョンを十分に検討したうえで、整備を進めるものとする。 【条件】 将来の保育ビジョンを十分に検討すること。 【昨年度:条件付A】	条件付A

4 政策事項一覧表

整理番号	課名	政策事項名	背景・目的	全体内容・概要 必要性・緊急性	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度 概算費用 (単位:千円)	計画 期間 (年度)	結果	評価
					事業内容	事業内容	事業内容				
10	農林水産課	鳥取ダム耐震照査事業	昭和32年に重力式コンクリートダムとして新築されてから約50年が経過し、平成19年度にダム本体のコンクリート強度試験等の鳥取池地区調査設計業務を実施した。強度・構造上の問題は無いとの結果であったが、大規模地震に対する地元住民の不安は払拭されていない。また、大阪府議会においても対策の具体化を問う要望が提出されている。 よって、安心・安全のまちづくりを推進するにあたり、地震災害対策の一環として本事業を実施し、住民の生命、身体や財産を災害から保護するとともに、住民不安を払拭する。	住民の生命、財産を守るうえで、他施設の耐震点検と同様に早急な実施が必要である。国の土地改良施設耐震対策事業実施要綱に基づき、大阪府を事業主体とした耐震点検を行い、必要に応じ当該施設についての耐震改修を実施し、地震による災害の未然防止を図る。	耐震照査 必要に応じた耐震対策事業計画の策定	耐震対策事業計画に基づく耐震改修の基本設計	耐震対策事業計画に基づく耐震改修の実施設計 国の事業採択	10,000	H22 ~H27	本事項については、安心・安全のまちづくりに資する減災への取り組みとして有効であり、大規模地震に対する地元住民の不安の払拭及び安全性の確保が重要であり、実施に向け検討するものとするが、構造物の状況等を踏まえ、対応するものとする。 【新規】	B
11	農林水産課	鳥取ダム放水口ゲート更新事業	平成20年に放水口ゲートに異常があることが判明し、灌漑用水の確保はもとより、異常洪水時にはダム放流を行う必要がある緊急性から、昨年度に放水口ゲートを撤去した。 放水口ゲートを撤去したことにより、取水ゲートのみで放水量を調整するため、取水ゲートとダム本体に影響があることから、早急に放水口ゲートの更新工事を行い、治水対策を強化する。	取水ゲートのみで放水量を調整する状況にあることから、最悪の場合、取水ゲート弁に亀裂が生じることも考えられる。 また、放水口ゲートを撤去したことから、取水塔内部に貯留水がなく、取水ゲートからの放流水が20m程度の落差からダム底に叩きつけられる状態であり、ダム底が削られ、ダム本体への影響は避けられないため、早急に放水口ゲートの更新工事を行う。	府単独補助事業採択 (ゲート等の工場制作費)	ゲート取り付け事業	—	10,000	H22~	本事項については、鳥取ダム耐震照査事業の検討状況と併せ、構造物の状況等を踏まえ、対応するものとする。 【新規】	B
12	農林水産課	鳥取ダム維持管理マニュアル策定事業	鳥取ダムについては、築造以来、維持管理マニュアルを策定していない。 そのため、安心・安全のまちづくりを推進するにあたり、地震時及び異常洪水時だけではなく、定期的な巡視点検マニュアルを策定することにより、災害を未然に防止する。	平成19年度に実施した鳥取池地区調査設計業務において、安全性の確保として計測設備の整備の提言及び点検ルートマップを作成した。 しかし、現状は、計測設備がなく、ダム内部の通路も鉄製の扉が破損するなど、利用困難であり、また、通路までのアクセス道がない状況である。 そのため、点検ルートマップに沿った点検ができないうえ、維持管理マニュアルを策定するには不備が多すぎる。 よって、ダム自体の整備と併せて通路やアクセス道を整備し、維持管理マニュアルを策定することにより、事業効果を図る。	巡視経路の整備			600	H22~	本事項については、現況を踏まえた維持管理手法を検討するものとする。 【新規】	A
13	農林水産課	栄谷池改修事業	この池は、鳥取ダムの上流にあり、土の堤防であり、平成21年から水防ため池に指定されている。 水利については地元水利組合が行い、維持管理は市である。 排水のための底樋はふさがれており、堤防の高さは余裕が無く、侵食がみられ、排水施設は能力不足で危険なため池である。 このため、大雨の時には巡回するとともに、サイフォンにより排水しているが、山間部にあるため危険な作業となっている。 水利組合は、この池の水を重要視していないことから改廃又は一部改修を行い、災害を未然に防止する。	この池が決壊すれば、鳥取ダムの水位が1m強、増すことになり、異常洪水時にはダムの危険性が増すため、鳥取ダムを含めた周辺地域の治水対策が早急に必要である。 よって、この池の改廃又は余水吐(排水施設)の断面を拡大するなどの一部改修を行い、災害を未然に防止する。	栄谷池単独改修にかかる 施工法検討	鳥取ダム耐震照査結果の 如何による検討	ダム改修実施設計と併せた 栄谷池改修基本設計	0	H22 ~H25	本事項については、ダムの耐震化に合わせ検討するものとする。 【新規】	B

4 政策事項一覧表

整理番号	課名	政策事項名	背景・目的	全体内容・概要 必要性・緊急性	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度 概算費用 (単位:千円)	計画 期間 (年度)	結果	評価
					事業内容	事業内容	事業内容				
14	都市整備課	阪南市交通バリアフリー重点地区整備事業	2000年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が施行され、高齢者や身体障がい者等が自立した日常生活を営むことができる社会の実現と、すべての利用者に利用しやすい施設・設備整備の推進を目的として、本基本構想を策定している。 基本構想に位置づけられた計画に基づき、国、大阪府等は事業を実施しているが、本市、鉄道事業者及び大阪府は未だ事業完了の目処が立たない状況にある。	本市も事業を実施していかなければならない状況にあり、バリアフリー化のため下記事業を平成24年度を目標に実施していく。 ○道路整備 ○バリアフリー化のソフト的対策 ○継続的改善の仕組み	実施設計（道路）	西鳥取30号線歩道拡幅工事 全長90m	西鳥取208号線歩道拡幅工事 全長130m	3,000	H15～H24	本事項については、関係機関が事業を実施しているなか、本市だけが事業に着手しておらず、整備目標年次が迫り、事業実施が求められるが、鳥取ノ荘駅周辺整備事業との整合性を図りつつ、手法等について検討するものとする。 【昨年度：B】	B
15	土木管理室	浸水対策事業	阪南市においては抜本的な治水対策が行われず、また、近年の急激な宅地開発等により農地等の貯留機能がなくなり、降雨量が増すと、流水機能の弱いところでは家屋が浸水する頻度が多くなった。 近年、気象状況の変化でゲリラ的な集中豪雨も多く深刻な問題となっており、安心・安全のまちづくりのためには対策が必要である。	浸水対策地区では例年問題となっているため抜本的な対策が必要であるが、それには莫大な費用がかかり、到底困難である。 市内において用水路や排水路、下水路等の様々な流水網の調査を行い、現状を掌握し、浸水区域の抽出を行い原因を追究し、流水機能の弱い区域を集中的に改修すれば、効果的な対策が図れる。 下出地区 尾崎地区 舞地区 三井鳥取地区 和泉鳥取地区 鳥取中地区	浸水区域詳細設計	市内水路網調査及び概略設計	市内水路網調査及び概略設計	—	H21～	本事項については、近年の降雨状況を鑑みれば、安心・安全のまちづくりの面から早急な対策が必要であり、抜本的な解決が望まれるが、厳しい財政状況のなかでは予算化が困難な状況にあることから、条件整理されたものから、順次、実施するものとする。 【条件】 手法・導入・展開を精査のこと。 【昨年度：条件付A】	条件付A
16	土木管理室	道路整備事業	阪南市においては、道路整備の遅れが危惧されている。特に、歩行者の安全な導線確保ができていないのが現状である。歩行者、特に高齢者・障がい者・通学通園者に対して安全に安心して移動できるように、道路の拡幅、交差点改良、交通安全施設の設置、歩道のバリアフリー化等の整備が重要である。	対策要望箇所については地区要望及び議員提案されている。 【対策要望箇所】 尾崎保育所前、貝掛中学校通学路、岡崎木材前交差点、泉州銀行阪南支店前交差点、新町（徳佐川）道路改良、等	市道西鳥取3号線改良事業 （既設水路（徳佐川）の暗渠化、2箇年）	市道西鳥取3号線改良事業 （既設水路（徳佐川）の暗渠化、2箇年）	市道尾崎20号線道路改良事業・測量設計委託 （既設水路（1号水路）の改良）	—	H21～	本事項については、整備の優先度を位置づけた市内全域の交通網の整備計画を立て、これを基に、緊急的対応・財政措置を踏まえ、政策協議を行うものとする。 【昨年度：B】	B
17	都市整備課	尾崎駅前南地区整備計画	尾崎駅前周辺地区においては、尾崎駅を中心として行政、商業等の機能が集積した市域の中心市街地として、都市的な土地利用の形成を図っていく必要がある。 そのため、平成3年度から平成6年度まで駅前整備計画について市内部で検討を行い、平成8年度から尾崎駅前南地区まちづくり協議会を設立し、平成13年度まで事業プランについて検討するなど、市街地再開発事業として地元調整を行ってきた。 しかし、市財政状況の悪化により平成14年度から2年間、事業を凍結した。更に、平成19年度まで再度、事業を凍結し、尾崎駅前南地区まちづくり協議会も解散している。	尾崎駅前周辺地区においては、駅前の交通結節点機能と商業を中心とした生活関連施設の集積等、市域の中心市街地として機能・役割を果たすためには土地利用の形成を進めていく必要がある。 そのためにも、中心市街地としての風格あるにぎわい・魅力・潤いの空間としての駅前広場の設置、黒田南交差点よりオークワまでの間の道路整備が最も重要である。 これまでは市街地再開発事業として検討を進めてきたが、近年の社会経済情勢を踏まえ、地域の規模に応じた中心市街地の形成をめざし、再開発事業以外の、まちづくり交付金等の地域の活性化にも繋がる事業手法も取り入れることも検討する。	都市計画・事業認可手続き（調整） 事業詳細検討（街路・道路事業費補助）	都市計画・事業認可手続き、修正設計 街路・道路事業費（補助要望） 都市再生整備計画提案（まち交）	測量及び試験費	0	H21～H30	本事項については、本市の核である尾崎駅周辺の整備であり、線と面を合わせた整備計画を行うことにより、市の発展のため、また市民の利便性の向上をさらに高められることや来訪者へのイメージアップを図れるなど、さらには、地価を高められる効果をも生むことができることから、本市における重要課題である。 しかしながら、近年の社会経済情勢においてはソフト事業的な地域活性化対策が求められていることから、従来の事業内容を十分に精査し、事業実施に向け、事業手法を再検討するものとする。 【昨年度：B】	B

4 政策事項一覧表

整理番号	課名	政策事項名	背景・目的	全体内容・概要 必要性・緊急性	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度 概算費用 (単位:千円)	計画 期間 (年度)	結果	評価
					事業内容	事業内容	事業内容				
18	都市整備課	鳥取ノ荘駅周辺整備事業	鳥取ノ荘駅については、駅施設の早期改善について署名活動が行われるなど、地元の駅に対する意識が高く、特に駅の山側改札口の設置要望がある。 しかし、鳥取ノ荘駅周辺のバリアフリー化に向けての事業は、未だ実施の目処が立たない状況にある。これには、交通バリアフリー整備事業に対する投資効果が限定的であるという点もある。 そのため、駅周辺を活性化することを狙いとした駅周辺整備という位置付けのなか、各事業計画を考えていく必要がある。	当地区の背後地にある住宅団地は、高齢化が進み、今後、ますます人口が減少し、地域活力が衰退することが予測される。 そのため、郊外住宅地として良好な住環境を継続的に形成するため、交通機能の充実を図る必要がある。 総事業費(想定)：3億円 ○地域の交通拠点として機能整備をする	駅周辺整備等の検討業務	事業計画策定業務	駅舎築造 駅前広場整備	0	H22 ~H28	本事項については、鳥取ノ荘駅周辺のバリアフリー重点地区整備事業との整合性を図りつつ、手法等について検討するものとする。 【昨年度：B】	B
22	水道工務課	石綿セメント管の更新	国策にて石綿製品の全廃を求められていることに併せて、老朽管等、既存水道施設の適切な改修を進めるとともに、災害に強い水道施設の整備を図る必要がある。	従来から、有収率の向上に向け、老朽管の敷設替えを行ってきた。 併せて、平成19年度からは、国庫補助金を導入し、年次的に石綿セメント管の耐震管(鉄管・ポリエチレン管等)への敷設替えを行っているところである。 今後も、耐震管への敷設替えを進め、地震時の安定給水を図るとともに、有収率の向上に努めていく。 総事業費 327,265千円 補助基本額 107,000千円 補助要望 26,750千円	石綿セメント管更新 全長1,000m	石綿セメント管更新 全長1,000m	—	73,624	H19 ~H23	本事項については、国策においても石綿管の全廃が進められているため、本市としても取り組むべきものであると考えられ、国の動向、水道事業会計・一般会計の状況を見ながら引き続き進めていくものとする。 【昨年度：A】	A
23	水道工務課	配水池耐震化事業	東南海・南海地震に備え、震災時に水を確保できるように、老朽管等、既存水道施設の適切な改修を進めるとともに、災害に強い水道施設の整備を図る。	配水池は施設規模も大きく、施設改修時の代替機能を確保することが難しいことから、現在まで改修が進んでいないのが現状である。 本市における14箇所の配水池のうち、石田、鳥取、光陽台、坂紀配水池が老朽化しているため、適切な改修を進める。 総事業費 711,994千円 国費 132,500千円	鳥取配水池の耐震工事 石田配水池の耐震診断及び耐震化詳細設計	坂紀配水池・光陽台配水池の耐震化基本計画	石田配水池の耐震工事 坂紀配水池・光陽台配水池の耐震化詳細設計	291,000	H20 ~H26	本事項については、各配水池が老朽化しており、災害対策が必要であるため、国庫補助メニューを活用して早急に対応を図るものとする。 【昨年度：A】	A
24	水道工務課	耐震型緊急貯水槽整備事業	東南海・南海地震に備え、震災時に水を確保できるように、老朽管等、既存水道施設の適切な改修を進めるとともに、災害に強い水道施設の整備を図る。	耐震型緊急貯水槽(送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を併せ持つ施設)を設置し、災害時の給水拠点の確保を図る。 総事業費 125,000千円 国費 38,000千円	—	—	設計委託業務	0	H24 ~H25	本事項については、災害時における飲料水の確保として必要とすべきものであることから、配水池改修の進捗状況を勘案しつつ、検討を続けるものとする。 【昨年度：A】	A

4 政策事項一覧表

整理番号	課名	政策事項名	背景・目的	全体内容・概要 必要性・緊急性	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度 概算費用 (単位:千円)	計画 期間 (年度)	結果	評価
					事業内容	事業内容	事業内容				
25	教育総務課	小中学校施設耐震化事業	平成20年の地震防災対策特別措置法の一部改正により、学校施設の耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられ、また、耐震化事業に対する補助率が平成22年度までかさ上げされ、耐震化を推進するよう強く求められているところである。また、近い将来起こるといわれている東南海・南海地震等の大規模災害に対して、児童・生徒の安全性を確保することはもとより、災害時に避難所を確保することも併せて、小中学校施設の耐震化を図る必要がある。 なお、これは「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」を一部留保した形で進めるものである。	耐震診断の実施及び結果の公表等の義務付けを踏まえ実施する耐震診断の結果を踏まえ、平成22年度までの国庫補助金の補助率かさ上げ制度を活用し、児童・生徒の安全確保を図ることが急務である。 ◆小学校（10校31棟：H21～H22） 耐震診断調査等：89,768千円 耐震補強工事費：344,002千円 ◆中学校（2校8棟：H21～H22） 耐震診断等調査：17,070千円 耐震補強工事費：未定	耐震診断調査（小学校4校11棟、中学校2校8棟）及び設計（小学校3校） 耐震補強工事（小学校4校（うち2校はH21からの繰越））	耐震等設計及び耐震補強工事	耐震等設計及び耐震補強工事	348,480	H21～H27	本事項については、児童・生徒の安全を守るため、また、災害時の避難所を確保するため、老朽化した教育施設を早期に耐震化することが求められているところであり、「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」も勘案しつつ、平成21年度から実施している耐震診断結果に基づき、順次、耐震化を実施するものとする。 【昨年度：A】	A
26	教育総務課	(仮称)尾崎幼稚園改築工事	平成19年4月の尾崎・福島・西鳥取幼稚園の整理統合に伴い、建築後40年を経過し、老朽化が進行している尾崎幼稚園々舎について、整理統合時に平成23年度までに事業着手する旨を表示している経過等を勘案し、改築等の対応が急務である。 加えて、平成18年度から、3歳児保育の実施に伴い、バス通園を開始しているが、園舎へ直接乗り入れが困難で、安全に園児を誘導できる環境とは言いにくい状況である。 平成19年度には、耐力度調査を実施し、その結果、建て替える交付金事業の対象とはならないものの、施設の経年劣化への対応が必要である。	現況に対応するため、耐震化と併せた新築等の対応が急務であり、建設地及び改築計画（基本設計、実施設計等）の具体化検討を行う。 なお、本園のみならず、他の老朽化した学校施設の改築・改修を実施しなければならぬ事態が予想されるため、本市の既存教育施設について統廃合の推進と並行して計画的かつ効率的な整備を進めることが重要である旨、「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」にある。 総事業費（概算） 6.84億円＋造成費等			用地取得関係 新築工事基本設計委託	296,484	H24～	本事項については、義務教育施設の耐震診断・耐震改修の結果及び「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」を踏まえ、整備を進めるものとするが、国庫補助金等の財源確保ができないことから市財政を勘案し、評価を保留する。 【昨年度：保留】	保留
27	教育総務課	幼稚園施設耐震化事業	平成20年6月の「地震防災対策特別措置法」の一部改正により耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられたことを踏まえ、小中学校については、災害時の避難所として指定していることから優先して平成21年度から順次、耐震診断調査を実施しており、幼稚園についても順次、耐震化を実施する必要がある。	耐震診断を行うように国からの指導があること及び小中学校施設に引き続き、教育施設である幼稚園についても実施する。 ◆幼稚園（2園：概算） 耐震診断調査等：15,447千円 耐震化工事：44,627千円	—	—	耐震診断調査	0	H24～H26	本事項については、子どもの安全を守るため、老朽化した教育施設を早期に耐震化することが求められているところであり、災害時の避難所である小中学校の耐震改修の状況を勘案しつつ、かつ、「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」を踏まえ、耐震診断・耐震化を進めるものとする。 【条件】 耐震診断・耐震改修の状況等を十分検討すること。 【昨年度：保留】	条件付A
28	教育総務課	小中学校大規模改修事業	昭和56年以前に建築した旧耐震化基準の施設が小学校で10校30棟、中学校3校13棟（鳥取中学校含む）あり、平成20年の地震防災対策特別措置法の一部改正により、学校施設の耐震診断および診断結果の公表が義務付けられたものである。 こうしたなか、耐震診断の結果及び「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」を踏まえ、計画的な大規模改修が必要である。	建築後約30年経過した現在、経年劣化が激しく、整理統合計画等も勘案しつつ計画的な整備を必要とする。 総事業費（概算） 7,080,727千円	—	—	設計等委託（2校）	0	H24～H30	本事項については、義務教育施設の耐震診断の結果及び「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」を踏まえ、耐震改修と併せた大規模改修等の必要性を見定めつつ、整備を検討するものとし、評価を保留する。 【昨年度：保留】	保留